| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 7　債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、若しくは第十一項及び公証人法第四十八条第三項において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第五項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。 | 7　債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、若しくは次項及び公証人法第四十八条第三項において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第五項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。 |
| 8　前項の公示送達は、執行官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。 | ［新設］ |
| 9　第七項の公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間（外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、六週間）を経過することによつて、その効力を生ずる。 | ［新設］ |
| 10　前項の期間は、短縮することができない。 | ［新設］ |
| 11　民事訴訟法第九十九条第一項及び第二項の規定は第二項又は第五項の送達について、同法第九十九条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同規則第四十六条第二項の規定は第七項の公示送達について準用する。 | 8　民事訴訟法第百二条第一項及び第二項の規定は第二項又は第五項の送達について、同法第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第六項の送達について、同法第百十一条及び第百十二条並びに同規則第四十六条第二項の規定は前項の公示送達について準用する。 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第五条中民事執行規則第二十三条の二及び第三十一条の改正規定を削る。

附則第四十七条中民事再生規則第二条の改正規定を削り、第三十一条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （届出の方式・法第九十四条）<br>**第三十一条**　［略］<br>［2　略］<br>3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）、債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条（債務名義）第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条（公正証書の謄本等の交付等）第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条（電子判決書）第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条（言渡しの方式）第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第四十七条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。<br>［4　略］ | （届出の方式・法第九十四条）<br>**第三十一条**　［同上］<br>［2　同上］<br>3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義が電磁的記録をもつて作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条（債務名義）第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあつては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条（公正証書の謄本等の交付等）第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）又は判決書の写しを添付しなければならない。<br>［4　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附則第五十条中会社更生規則第一条の改正規定を削り、第三十六条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）<br>**第三十六条**　［略］<br>［2・3　略］ | （更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）<br>**第三十六条**　［同上］<br>［2・3　同上］ |